

# 高知ユナイテッド SC 試合運営管理規程

## ●第1条 (目的)

本規程は、株式会社高知ユナイテッドスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）が主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、および関係者の安全を確保することを目的とする。

## ●第2条 (規程の対象)

スタジアムおよびその他関連施設に入場しようとし、または入場した全ての者に適用される。

## ●第3条 (定義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 1. 【試合】

Jリーグ公式試合（「Jリーグ規約第40条」）のうち、当クラブが自ら主管する全ての試合をいう。

### 2. 【施設】

試合運営のために当クラブが主管するスタジアム等の施設および区域一切をいう。

### 3. 【運営・安全責任者】

施設の全般的な安全と運営に責任を有する者であり、当クラブ実行委員または実行委員代理をいう。

### 4. 【運営担当・セキュリティ担当】

運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全のために業務に従事する者をいう。

### 5. 【警備従事員】

大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

## ●第4条 (持ち込み禁止物)

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことは出来ない。

1. Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー&ルール）により持ち込みを禁止されている物。

2. 当クラブおよび施設管理者により持ち込みを禁止されている物。

3. 以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、ブラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等。

①政治物、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させるもの。

②差別、侮辱的な内容、表現を含むもの。

③選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの。

④大会の運営に支障を及ぼすおそれがあるもの。

4. 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名などを表示したもの。

（特定の会社、製品などを連想させる物を含む。）

5. その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると運営・安全責任者または警備従事員が認めるもの。

## ●第5条（禁止行為）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. Jリーグ統一禁止事項（Jリーグ共通観戦マナー&ルール）により禁止されている行為。
2. 当クラブおよび施設管理者により禁止されている行為。
3. 正当なチケットまたはア krediyteshonkardを所持せず入場すること。
4. 運営担当・セキュリティ担当・警備従事員もしくは施設管理者によって立入制限区域と示され、または立ち入りが禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
5. 抗議、集会、デモ等、大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為。
6. アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設において、これらの影響により酩酊し、試合運営または他人に行為等を阻害する行為。（酩酊とは：アルコール等の影響により、正常な判断が出来ない状態）
7. 当該施設および関連する場所で、勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為をすること。
8. 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、もしくは所定の場所以外に駐車または駐輪すること。
9. 許可のない商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
10. ゴミ、その他汚物を廃棄すること。
11. 大会の音声、映像の全部または一部をインターネットその他メディアを通じて配信すること。
12. 試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼし、もしくはそれらのおそれがあると、運営・安全責任者または警備従事員が認める行為をすること。
13. 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
14. 人権、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。

## ●第6条（遵守規程）

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. チケット、身分証明書、ア krediyteshonkardの提示を求められたときは、これを提示すること。
2. 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
3. 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。

## ●第7条（販売拒否事由）

主催者は、以下の各号に該当する者に対し、入場券の販売はしない。

または、第三者を通じて入場券を取得した場合、主催者はその者に対し、第9条に基づき入場を拒否することができる。

1. 暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団員」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）。
2. 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者。
3. 自己または第三者の利益を図る目的など暴力団等または暴力団員等を利用している者。
4. 暴力団などまたは暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、暴力団等の維持、運営に関与をしている者。
5. 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
6. 第8条に違反する行為を目的として入場券を取得する者。
7. その他、入場券の販売をしないこととする相当の理由があると主催者が判断した者。

#### ●第8条（転売等の禁止）

何人も第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、チケットを転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）、その他の方法で取得させてはならない。

ただし、家族、友人、取引先、その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、且つ、業として行われていない場合については、この限りではない。

#### ●第9条（入場拒否、退場命令）

1.運営・安全責任者は、第4条、第5条または第6条の規程に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、および第4条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。

2.運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否することができる。

3.運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求められない。

4.本条の対象となる試合には、一般財団法人日本サッカー協会、または公益社団法人日本プロサッカーリーグに主催試合を含む可能性がある。

#### ●第10条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

以上

株式会社高知ユナイテッドスポーツクラブ

（附則）

1.本規程は、令和8年7月1日制定し、即日実施する。